

令和2年7月29日

第7回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年7月29日(水) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 谷脇(裕)委員 山口委員
4. 欠席委員 (農業委員0名)
5. 出席職員 (事務局2名) 国広局長 竹下次長
6. 議 案 議案第1号 非農地証明について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
7. そ の 他 須崎市農業委員会委員の選任に関する要綱及び須崎市農地利用最適化推進
委員選任に関する要綱の一部改正について

開会宣言	市川会長 只今から令和2年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は、第7回の総会です。今回も新型コロナ感染予防対策のためできるだけ議案説明、補足説明は簡略し開催時間を短縮しますのでご理解のほどよろしく申し上げます。
議長	市川会長 忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今回の議案は3号までですが、慎重にご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。それでは日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでございましたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は2番 堅田委員、3番 中村委員よろしく願いいたします。
議長	市川会長 それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号非農地証明について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第1号、非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。令和2年7月29日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ (2) 申請受理面積 畑 191m ² 計 191m ² 番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○

	<p>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字ニシヨコナミ〇〇</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 191㎡</p> <p>事由 申請地は、平成10年より雑種地化していたが、現在は住宅や物置が建っている。</p> <p>確認委員 中村 哲幸 森田 直子</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>それでは、確認委員さんの、ご意見をお願いいたします。</p>
意見	<p>3番中村委員（農業委員）</p> <p>番号1については、場所は浦ノ内の〇〇の〇〇から50メートルから100メートル程まっすぐ行った突き当りのところです。議案に書いてあるように住宅があり宅地化していましたので非農地と判断します。</p> <p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>事前に推進委員で集まり意見集約をしましたが、特に意見も異議もなく非農地と判断します。</p>
審議	<p>市川会長</p> <p>非農地と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第1号、非農地証明については証明書を交付することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の審議について。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したため、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年7月29日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p>

	<p>申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○</p> <p>申請受理面積 地目 台帳 田 880 m² 合計 880 m²</p> <p>番号1 申請人 譲渡人 地区：○○ 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 譲受人 地区：○○ 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内西分六反地○○ 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 880 m² 事由 売買 耕作面積 106.66 a 稼働力 2/5</p>
議長	市川会長 補足説明をお願いします。
補足説明	竹下次長 番号1番の申請について、法定の添付書類は整っています。譲受人は○○歳。申請地は、浦ノ内西分、田、880 m ² になります。譲受人の経営面積は、10,666 m ² で、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラック等を保有しており、農作業歴は20年で、農作業には本人と妻が従事しています。また、ミョウガ収穫時にはアルバイト等を雇用して対応しています。経営面積も3,000 m ² を超えており、下限面積は、問題ありません。譲受人は、現在申請地を基盤強化促進法により賃借しており、許可後は対象地において、引き続きミョウガの栽培を行うとのことなので周辺の農地に影響を与えるものではないと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。

議 長	市川会長 それでは、関係委員さんのご意見をお願いいたします。
意 見	3 番中村委員（農業委員） 申請地については、〇〇〇小学校の川を隔てた前にあります。10年以上前からミョウガ等を栽培しています。特に問題はないと判断します。 14 番 中西委員（農業委員） こちらの申請地につきましては、推進委員からは特に意見も異議もなく許可相当と判断します。
審 議	市川会長 許可相当と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	市川会長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の審議につきましては農地法第3条1項の規定により許可することに決定します。 続きまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の審議について。農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。 令和2年7月29日須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1) 申請者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名及び件数 〇〇 〇〇 (2) 申請受理面積 畑 18㎡ 計 18㎡ 番号1 申請人 地区：〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名：〇〇 〇〇

	<p>土地の所在地 須崎市上分 字冢ヶ市 乙〇〇</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑</p> <p>面積 18 m²</p> <p>農地の種別 2種</p> <p>事 由 墓地納骨堂設置</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は別紙図面のとおりで。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、補足がございましたら、補足説明をお願いいたします。</p>
補足説明	<p>国広局長</p> <p>農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地（第2種農地）で、転用目的は、墓地納骨堂を整備するものです。</p> <p>現在の先祖墓地は山中にあり、険しく、狭く、非常に不便な場所にあります。申請地は、自宅から近く徒歩で3分程の距離に位置し、申請地周囲の農地にも耕作に行くので、供養及び管理が容易となります。また、今後のことも考えると最も墓参しやすい適地は申請地となり、他に代替すべき土地もなく、やむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、石材費及び据付費一式〇〇〇万円、附帯工事費（整地費等）〇〇〇万円、合計〇〇〇万円は自己資金で整備する計画（残高証明書添付）であり、資力・信用については問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から令和2年11月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、墓地埋葬法による許可申請済で許可見込みであり、特に問題は認められません。</p> <p>計画面積の妥当性については、所用面積18 m²は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は申請地（転用地以外）内の周囲の自己所有地で自然浸透。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。</p> <p>その他については、進入路は北側市道より進入し、自己所有地内の畦道を通りますが、市道よりの進入については、現状のままで進入するので、工事、占用許可は不要となります。</p>

議 長	市川会長 それでは、関係委員さん意見をお願いします。
意 見	1 3 番 谷脇委員（農業委員） この申請地については、周辺農地への影響も無いと思われるので特に問題はないと判断します。 1 4 番 中西委員（農業委員） 申請地につきましては、推進委員からも特に意見等はありませんでしたので、許可相当と判断します。
審 議	市川会長 許可相当と判断するというところでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	市川会長 ご異議ないようですので、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の審議につきましては、許可申請を農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。 以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。
そ の 他	国広局長 須崎市農業委員会委員の選任に関する要綱及び須崎市農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正についての説明
閉会宣言	市川会長 その他、何かございませんか。ないようでしたら、以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 3時00分

その真正なることを証して署名する。

議 長

2 番

3 番